

## (5) 越智郡上島町

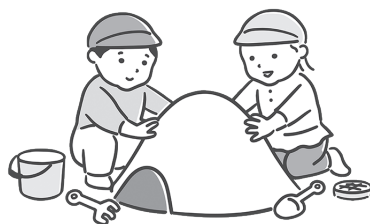


### ① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

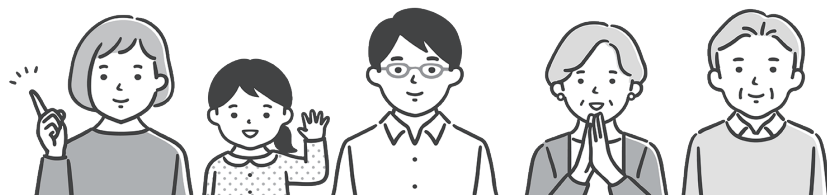
相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性特定疾病に関すること</li> <li>・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み</li> <li>・病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み</li> <li>・同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど</li> </ul>	<b>認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室</b>  〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	<b>電話/FAX :</b> <b>089-916-6035</b> <b>E-mail :</b> <b>lafamille@cc-sodan.jp</b>	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障がい者手帳に関する こと	<b>発達支援センター</b> 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地	<b>電話 : 0897-77-2503</b> <b>FAX : 0897-77-4011</b>	平日 8:30~17:15
	<b>生名総合支所 町民生活課（住民係）</b> 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1	<b>電話 :</b> <b>0897-76-3000(代表)</b>	
	<b>岩城総合支所 町民生活課（住民係）</b> 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2	<b>電話 :</b> <b>0897-75-2500（代表）</b>	
	<b>魚島総合支所 町民生活課（住民係）</b> 〒794-2540 越智郡上島町魚島一番 耕地1362番地1	<b>電話 :</b> <b>0897-78-0011（代表）</b>	
福祉サービスに 関すること	<b>生名総合支所 健康推進課</b> 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1	<b>電話 : 0897-74-0911</b>	平日 8:30~17:15

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
福祉サービスに関すること	生名総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2550 越智郡上島町生名621番地1	電話： 0897-76-3000(代表)	平日 8：30～17：15
	岩城総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2410 越智郡上島町岩城1427-2	電話： 0897-75-2500(代表)	
	魚島総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1	電話： 0897-78-0011(代表)	
保育所や幼稚園、一時預かりについて	弓削総合支所 住民課 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地	電話： 0897-77-2503(直通)	平日 8：30～17：15
	生名総合支所 町民生活課 〒794-2550 越智郡上島町生名621番地1	電話： 0897-76-3000(代表)	
	岩城総合支所 町民生活課 〒794-2410 越智郡上島町岩城1427-2	電話： 0897-75-2500(代表)	
	魚島総合支所 町民生活課 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1	電話： 0897-78-0011(代表)	



相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
病気や障がいのある 子どもの就学に 関わる相談について	発達支援センター 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地	電話：0897-77-2503 FAX：0897-77-4011	平日 8：30～17：15
	上島町教育委員会 〒794-2520 越智郡上島町 弓削佐島583番地	電話：0897-77-2207	平日 8：30～17：15
	生名総合支所 健康推進課 〒794-2550 越智郡上島町生名621番地1	電話：0897-74-0911	平日 8：30～17：15
子育て、発達、虐待、 不登校、いじめ、非 行など、子どもに関 すること、子育てに 関することについて	生名総合支所 健康推進課 〒794-2550 越智郡上島町生名621番地1	電話：0897-74-0911	平日 8：30～17：15
	発達支援センター 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地	電話：0897-77-2503 FAX：0897-77-4011	平日 8：30～17：15
	上島町教育委員会 〒794-2520 越智郡上島町 弓削佐島583番地	電話：0897-77-2207	平日 8：30～17：15
子どもの医療費に 関すること 手当てや助成について	生名総合支所 健康推進課 〒794-2550 越智郡上島町生名621番地1	電話：0897-74-0911	平日 8：30～17：15
	魚島保健福祉センター 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1367番地2	電話：0897-74-1120	
	弓削総合支所 住民課（保健福祉係） 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地	電話： 0897-77-2503(直通)	

相談内容	窓口	連絡先	受付時間
難病に関すること	<b>発達支援センター</b> 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地	<b>電話：0897-77-2503</b> <b>FAX：0897-77-4011</b>	平日 8：30～17：15
	<b>生名総合支所 健康推進課</b> 〒794-2550 越智郡上島町生名621番地1	<b>電話：0897-74-0911</b>	平日 8：30～17：15
発達障がいに関すること	<b>発達支援センター</b> 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地	<b>電話：0897-77-2503</b> <b>FAX：0897-77-4011</b>	平日 8：30～17：15
	<b>生名総合支所 健康推進課</b> 〒794-2550 越智郡上島町生名621番地1	<b>電話：0897-74-0911</b>	平日 8：30～17：15





## ② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

※各事業の日程は変更する場合があります。広報、市ホームページにてご確認ください。

### ○母子保健事業

名 称	内 容	対 象	場所・問い合わせ先
母子健康手帳の交付	母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るためのものです。妊娠の経過から出産、予防接種の実施状況、お子さんの成長を記録する大切な手帳です。	町内に住所を有する妊婦	<b>生名総合支所 健康推進課</b>  〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話：0897-74-0911 (直通)
妊婦一般健康診査	妊婦さんと赤ちゃんの健康を守るための健診です。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の費用の一部が助成される、妊婦一般健康診査受診票（14回分）をお渡ししています。		
妊婦歯科健康診査	委託歯科医療機関にて、無料で1回歯科健診を受けることができます。		
妊産婦訪問	妊娠中や出産後に不安なことや相談のある人には、必要に応じて保健師が訪問し、相談をお受けします。		

### ○月齢別の保健サービス

乳児期・幼児期を通して、健診・相談・訪問など、さまざまな支援を受けることができます。

名 称	内 容	対 象	場 所	問い合わせ先
こんにちは赤ちゃん訪問	お子さんを出産された全てのご家庭に、保健師・看護師などが訪問し、赤ちゃんの体重測定や子育てについてのなどの相談をお受けします。	生後3か月以内	ご家庭	<b>生名総合支所 健康推進課</b>  〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-74-0911 (直通)
乳幼児訪問	保健師・管理栄養士・看護師などがご家庭を訪問し、子育ての悩みについて相談をお受けします。ご希望に応じて随時訪問いたしますので、お気軽にご連絡ください。	乳幼児	ご家庭 各保健センター	

名称	内容	対象	場所	問い合わせ先
3～6か月児健康診査	身体計測、診察等	3～6か月児	委託医療機関	生名総合支所健康推進課 〒794-2550 越智郡上島町生名621番地1 電話：0897-74-0911 (直通)
9～11か月児健康診査	身体計測、診察等	6～7か月児	委託医療機関	
1歳6か月児健康診査	身体計測、内科診察、歯科診察、子育て相談（保健師・心理相談員）、栄養相談、歯みがき相談	1歳6か月以上2歳未満のお子さん	各保健センター	
3歳児健康診査	身体計測、内科診察、歯科診察、子育て相談（保健師・心理相談員）、栄養相談、歯みがき相談、視覚スクリーニング検査	3歳以上4歳未満のお子さん	各保健センター	

## ○こどもの健康に関する教室・相談

名称	内容	対象	問い合わせ先
育児教室	子育て中の親子の仲間づくりの場	保育所入所前の乳幼児と保護者	生名総合支所健康推進課 〒794-2550 越智郡上島町生名621番地1 電話：0897-74-0911 (直通)
離乳食教室（個別）	身体計測、離乳食指導、育児相談、発達チェック	生後4～6か月児、生後7～9か月児	
パパ・ママ教室	妊婦体操、沐浴実習、妊婦体験等	妊娠中の方および配偶者等	
はみがき教室	歯科衛生士による講話・染め出し・ブラッシング指導	保育所入所児と保護者、小学生、中学生	
フツ化物洗口事業	週1回のフツ素洗口実施	町内保育所年長児 小・中学生は学校事業で実施	
こころのスキルアップ教室	ストレス対処法やつらくなったところを元気にするための手法を学ぶ	①小学6年生 ②中学生	

## ●発達支援センター

……全ての障がい者の保健・福祉・教育・就労を支援する窓口です。お気軽にご相談ください。

### ■主な業務

- ①相談支援業務（発達相談、教育相談、就労相談）
- ②療育業務（療育教室、生活指導）
- ③各種申請業務（身体・療育手帳、自立支援、福祉サービスなど）
- ④出張相談（保育所巡回、教育相談）

■相談日時／平日8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始は休み）

■連絡先／〒794-2506 越智郡上島町弓削下弓削210番地

電話：0897-77-2503 FAX：0897-77-4011

### ■チラシ

<https://www.town.kamijima.lg.jp/uploaded/attachment/1602.pdf>



### ③ 手当や年金について

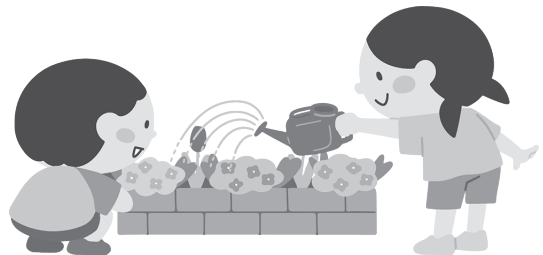
……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手 当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円/月(一律)</li> <li>・3歳～小学生 10,000円/月 (第3子以降は15,000円)</li> <li>・中学生 10,000円/月(一律)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の生計中心者で、上島町に住民登録をしており、対象となる子どもを養育している人</li> <li>・児童の入所施設の設置者、里親</li> <li>・児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者(父母が国外に居る場合のみ)</li> </ul> <p>※所得制限あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弓削総合支所 住民課(戸籍住民係) 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話： 0897-77-2503(直通)</li> <li>・生名総合支所 町民生活課(住民係) 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-76-3000(代表)</li> </ul>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども1人の場合 10,740円～45,500円/月</li> <li>・2人目 5,380円～10,750円/月 加算</li> <li>・3人目以降 1人につき 3,230円～6,450円/月 加算</li> </ul> <p>※令和6年4月改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が婚姻を解消した児童</li> <li>・父(または母)が死亡した児童</li> <li>・父(または母)が重度の障がいにある児童</li> <li>・父(または母)の生死が明らかでない児童</li> <li>・父(または母)が引き続き1年以上遺棄している児童</li> <li>・父(または母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童</li> <li>・父(または母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童</li> <li>・母が婚姻によらないで懐胎した児童</li> </ul> <p>※所得制限あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩城総合支所 町民生活課(住民係) 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話： 0897-75-2500(代表)</li> <li>・魚島総合支所 町民生活課(住民係) 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話： 0897-78-0011(代表)</li> </ul>

	手当	内容	対象	窓口
手 当	特別児童扶養 手当	精神または身体に中度以上 の障がいのある20歳 未満の児童を養育してい る父または母、もしくは 父母に代わってその児童 を養育している方に支給 される手当です。  ・ 重度（1級障がい） 55,350円/月 ・ 中度（2級障がい） 36,860円/月 ※令和6年4月改定	①児童や父もしくは母、 または養育者が日本国内 に住んでいること ②児童が施設に入所して いないこと ③障がいを理由とした公 的年金を受けられないこ と ④受給者、配偶者、扶養 義務者の所得が一定の額 以下であること	・ 発達支援センター 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話:0897-77-2503 FAX:0897-77-4011  ・ 生名総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-76-3000(代表)
	障害児福祉 手当	精神または身体に重度の 障がいがあり、日常生活 において常時特別の介護 を必要とする20歳未満 の方に支給される手当で す。  15,690円/月 ※令和6年4月改定	20歳未満で、常時介護 が必要であり、身体障 がい（1級と2級の一部） や知的障がい（IQ20以 下程度）のある児童で、 以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養 義務者の所得が一定の額 以下であること ②施設に入所していない こと ③障害年金などの障がい を支給条件とする公的給 付を受けていないこと	・ 岩城総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話： 0897-75-2500(代表)  ・ 魚島総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話： 0897-78-0011(代表)
	特別障害者 手当	障がい重複するなど精 神または身体に著しく重 度の障がいがあり、日常 生活において常時特別の 介護を必要とする在宅の 20歳以上の方に支給さ れる手当です。  28,840円/月 ※令和6年4月改定	20歳以上で、日常生活 で常時特別の介護が必要 であり、障害年金の1級 程度の障がい重複して いるなど、著しく重度障 がいの状態にある方で、 以下の条件である方。 ①受給者・配偶者・扶養 義務者の所得が一定の額 以下であること ②施設に入所していない こと ③3か月以上連続して入 院していないこと	



	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p><b>令和6年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級 1,020,000円/年 + 子の加算</li> <li>・ 2級 816,000円/年 + 子の加算</li> </ul>	<p>●20歳前の障がいの場合 20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>・ 弓削総合支所 住民課（戸籍住民係） 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話： 0897-77-2503(直通)</p> <p>・ 生名総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-76-3000(代表)</p>
制度	心身障害者 扶養共済制度	心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になった後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。	障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方 ①上島町に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。	<p>・ 岩城総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話： 0897-75-2500(代表)</p> <p>・ 魚島総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話： 0897-78-0011(代表)</p>



#### ④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。



##### ●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども医療費助成	子ども医療費受給者証の提示で、乳幼児から中学卒業までの子どもの入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）が無料になります。	上島町に住所を有する乳幼児（就学前：6歳に達した日の年度末）または児童（中学生：15歳に到達した日の最初の年度末まで）の保護者が対象。 各医療保険の一部負担金について、町が助成します。（高額療養費、家族療養費、付加給付金など、医療保険から支給される分を除いた額） ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弓削総合支所 住民課（戸籍住民係） 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話： 0897-77-2503(直通)</li> <li>・生名総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-76-3000(代表)</li> </ul>
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。  医療機関の窓口で「保険証」と「ひとり親家庭医療費受給者証（申請により発行）」を提示すれば、自己負担なしで受診できます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者がいない女子または配偶者がいない男子</li> <li>②前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童</li> <li>③配偶者がいない祖母と孫または姉と弟妹ならびに配偶者がいない祖父と孫または配偶者がいない兄と弟妹からなる家庭であつて、町長がひとり親家庭に準ずると認めるもの</li> <li>④母子および父子ならびに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童（父母が重度の障がいにより長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童）</li> </ul> <p>※児童については20歳未満でも、就職して社会保険の対象になっている場合は対象外となります。 ※生活保護を受けている方や所得税の納付義務のある方は対象にはなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩城総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話： 0897-75-2500(代表)</li> <li>・魚島総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話： 0897-78-0011(代表)</li> </ul>

助成・給付	内容	対象	窓口
未熟児養育医療制度	<p>出生体重が一定以下である乳児等に対して、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要な医療を支給します。</p> <p>給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。</p>	<p>出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児（1歳未満） （保護者が上島町内に居住するもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弓削総合支所 住民課（戸籍住民係） 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話： 0897-77-2503(直通)</li> <li>・生名総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-76-3000(代表)</li> </ul>
小児慢性特定疾病医療費助成	<p>小児の慢性疾患のうち国の指定する小児慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。</p>	<p>18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩城総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話： 0897-75-2500(代表)</li> <li>・魚島総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話： 0897-78-0011(代表)</li> </ul>
難病の医療費助成	<p>難病のうち、国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。</p>	<p>指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方</p> <p>①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える方が年間3回以上ある方</p> <p>②上島町内に住所を有している方</p> <p>③公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方、または生活保護受給者</p>	<p>生名総合支所 健康推進課 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話：0897-74-0911</p>

助成・給付	内容	対象	窓口
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者医療費受給者証の提示で、入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1級または2級に該当する人 ・療育手帳Aに該当する人 ・療育手帳B（中度）と身体障害者手帳両方に該当する人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弓削総合支所 住民課（保健福祉係） 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話： 0897-77-2503(直通)</li> <li>・生名総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-76-3000(代表)</li> <li>・岩城総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話： 0897-75-2500(代表)</li> <li>・魚島総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話： 0897-78-0011(代表)</li> </ul>
育成医療 (自立支援医療)	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がい招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること</li> <li>②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと</li> <li>③上島町に住民登録があること</li> </ul> ※所得制限の要件あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生名総合支所 健康推進課 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話：0897-74-0911</li> </ul>

助成・給付	内容	対象	窓口
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	・生名総合支所 健康推進課 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話:0897-74-0911
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい(心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫)です。 ※所得制限等の要件あり	



## ●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童のうち、日常生活を営むのに著しく支障のある児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	次の全ての要件に該当する方が対象です。 ・上島町にお住まいの方 ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ・在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方 ・障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない方	・発達支援センター 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話:0897-77-2503 FAX:0897-77-4011  ・生名総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-76-3000(代表)
補装具の交付・修理	身体障がい者（児）及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補装具）の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。	・岩城総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話： 0897-75-2500(代表)
日常生活用具給付事業	障がい者（児）、難病患者の日常生活の利便を測るため、ストマ装具や紙おむつなどの日常生活用具を給付しています。	原則、在宅で生活する以下の人が対象です。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病患者等で必要性が認められる方 医療機関や施設等に入院中または入所中の方も医療機関や施設等で支給されない用具については対象とします。 ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる方は対象外です。 また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。	・魚島総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話： 0897-78-0011(代表)

## ⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

\*愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P148参照

## ⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達支援センター 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話：0897-77-2503 FAX：0897-77-4011</li> <li>・ 生名総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-76-3000(代表)</li> <li>・ 岩城総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話： 0897-75-2500(代表)</li> <li>・ 魚島総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話： 0897-78-0011(代表)</li> </ul>

	手帳	内容	対象	窓口
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまう方	<p>・発達支援センター 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話:0897-77-2503 FAX:0897-77-4011</p> <p>・生名総合支所 町民生活課(住民係) 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話: 0897-76-3000(代表)</p> <p>・岩城総合支所 町民生活課(住民係) 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話: 0897-75-2500(代表)</p> <p>・魚島総合支所 町民生活課(住民係) 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話: 0897-78-0011(代表)</p>
③	精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	生名総合支所 健康推進課 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話:0897-74-0911

## ⑤-(c) 障害福祉サービスについて

### ○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。



## ○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

## ●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい、発達障がい児を含む精神障がい児）	・発達支援センター 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話：0897-77-2503 FAX:0897-77-4011
②	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	・生名総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-76-3000(代表)
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通っている障がいのある児童	・岩城総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話： 0897-75-2500(代表)
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童	・魚島総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話： 0897-78-0011(代表)

\* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P148参照



## ○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	・発達支援センター 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話：0897-77-2503 FAX：0897-77-4011  ・生名総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-76-3000(代表)  ・岩城総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話： 0897-75-2500(代表)  ・魚島総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話： 0897-78-0011(代表)  ・愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター 〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健 福祉センター 電話：089-922-5040 FAX：089-923-9234
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・疾病の治療 ・看護 ・医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援や助言 ・身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	

\* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P148参照

●居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

\* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	・弓削総合支所 住民課（保健福祉係） 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話： 0897-77-2503(直通)
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分6であって、次のいずれかに該当する方 ① 四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 ※障がい児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。	・生名総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話： 0897-76-3000(代表)
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方 (医療型短期入所は別の要件あり) ※障がい児も利用できる場合があります。	・岩城総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話： 0897-75-2500(代表)
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	障害支援区分3以上で、行動関連項目等で条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	・魚島総合支所 町民生活課（住民係） 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1362番地1 電話： 0897-78-0011(代表)
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	障害支援区分以外の条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	

	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者（児）、発達障がい者（児）等に、円滑に外出できるように、移動の支援を行います。	①車いすを常用し自走が困難な身体障害者手帳の肢体不自由1級又は2級の所持者で、上肢及び下肢又は、上肢及び体幹に機能障がいのある方 ②療育手帳を所持している方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者 ⑤発達障がいであると診断された方	・生名総合支所 健康推進課 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話:0897-74-0911  ・魚島保健福祉センター 〒794-2540 越智郡上島町魚島 一番耕地1367番地2 電話:0897-74-1120
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	①児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がい等を有すると判定された方 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の方 ③医師により発達障がいと診断された18歳未満の方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	
	訪問入浴	居宅において入浴が困難な障がい者（児）に対して、訪問入浴を行います。	居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者（児）	
	意思疎通支援	障がい者に対する意思疎通の円滑化を図るために、意思疎通支援者を派遣します。	意思疎通を図ることに支障のある障がい者（児）	
	地域活動支援センター	作業やレクリエーションなどを通して、社会参加（地域との交流）、自立の促進を図ることを目的としたところです。	在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族または支援者	

	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	離職世帯、 低所得世帯	社会福祉法人 上島町社会福祉協議会 〒794-2550 越智郡上島町 生名2133番地3 電話:0897-76-2638 FAX:0897-76-2040
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生業を営むために必要な経費</li> <li>・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・ 福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</li> <li>・ 冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・ その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>	低所得世帯、 障がい者世帯、 65歳以上の 高齢者の属する 世帯等	
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困窮となった場合に貸し付ける少額の費用（上限10万円）		
	教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費		
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		

愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。  
[https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken\\_shi/index.html](https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html)



## ⑥ 入園について

### ○保育所等の利用について

……子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	担当課
幼稚園	なし	3～5歳	1号認定	各総合支所住民課 保育所担当係 ・弓削総合支所 住民課 〒794-2506 越智郡上島町 弓削下弓削210番地 電話:0897-77-2503(直通) ・生名総合支所 町民生活課 〒794-2550 越智郡上島町 生名621番地1 電話:0897-76-3000(代表) ・岩城総合支所 町民生活課 〒794-2410 越智郡上島町 岩城1427-2 電話:0897-75-2500(代表) ・魚島総合支所 町民生活課 〒794-2540 越智郡上島町 魚島一番耕地1362番地1 電話:0897-78-0011(代表)
認定こども園	なし	3～5歳	幼稚園機能部分(1号認定)	
		3～5歳	保育所機能部分(2号認定)	
保育所	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	0～2歳	3号認定	
		3～5歳	2号認定	
地域型保育事業	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	0～2歳	3号認定	
		0～2歳	3号認定	

### ○一時預保育について

……上島町の保育所では、一時保育を行っています。

保育所名	所在地	電話
上島町立弓削保育所	越智郡上島町弓削佐島583番地	0897-77-2116
上島町立生名保育所	越智郡上島町生名1620番地	0897-76-2009
上島町立岩城保育所	越智郡上島町岩城2392番地	0897-75-2140
上島町立魚島保育所	越智郡上島町魚島一番耕地1362番地1	0897-78-0230

対象児童	上島町に住所を有し、保育所に通っていない、または在籍していない6ヶ月から小学校就学前の児童
条 件	①保護者が短時間（週3日程度）仕事をしている場合 ②保護者が職業訓練や資格取得のため学校に通っている場合 ③保護者が傷病、災害、事故、看護、介護、冠婚葬祭などにより緊急・一時的に保育を必要とする場合 ④保護者の出産により一時的に保育を必要とする場合 ⑤保護者が通院などにより一時的に保育を必要とする場合
利用日数	①②の場合は、平均週3日を限度 ③の場合は、1回14日以内 ④の場合は、2ヶ月程度 ⑤の場合は、1日に1回
利用料	3歳児未満児 1日当たり 1,870円 3歳児以上児 1日当たり 1,820円
保育時間	月曜から金曜日 7時30分から18時30分 土曜日 7時30分から12時00分
利用申込	希望日の3日前までにお申し込みください。緊急の場合はご相談ください。 受付場所は、各総合支所住民課保育所担当係です。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弓削総合支所 住民課 〒794-2506 越智郡上島町弓削下弓削210番地 電話：0897-77-2503（直通）</li> <li>・生名総合支所 町民生活課 〒794-2550 越智郡上島町生名621番地1 電話：0897-76-3000（代表）</li> <li>・岩城総合支所 町民生活課 〒794-2410 越智郡上島町岩城1427-2 電話：0897-75-2500（代表）</li> <li>・魚島総合支所 町民生活課 〒794-2540 越智郡上島町魚島一番耕地1362番地1 電話：0897-78-0011（代表）</li> </ul>

<https://www.town.kamijima.lg.jp/soshiki/5/7481.html>



## ⑦ 就学について

### ●就学時健康診断

……就学予定者に対して、10月頃に実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言、教育（就学）相談等を行います。毎年9月上旬に、学校教育課から各家庭に案内をお送りしています。

### ■問い合わせ先

上島町教育委員会

〒794-2520 越智郡上島町弓削佐島583番地 電話：0897-77-2207

### ●就学先

就学分類	概要	対象
通常学級	通常の学級です。	
通常学級 +通級による指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行いますが、障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)

### ●子どもの悩み相談体制

いじめや不登校などに悩みを抱える子どもや保護者に対し、専門的な立場から児童・生徒のケアにあたるスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーを学校に配置して相談に応じています。

### ■担当部署

上島町教育委員会

〒794-2520 越智郡上島町弓削佐島583番地 電話：0897-77-2207



## ●発達支援センター

……全ての障がい者の保健・福祉・教育・就労を支援する窓口です。お気軽にご相談ください。

※P126参照

## ●特別支援学級または通級指導教室を設置している上島町内小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
生名小学校	越智郡上島町生名965	0897-76-2014	○	○
岩城小学校	越智郡上島町岩城2263番地1	0897-75-2059	○	—
魚島小学校	越智郡上島町魚島1番耕地828	0897-78-0305	—	—
弓削小学校	越智郡上島町弓削引野1228番地1	0897-77-2209	○	○

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

## ●放課後児童クラブ

……放課後児童クラブは、昼間、就労等で保護者が自宅にいないご家庭の小学生児童を対象に、遊びを主とした健全育成の場を提供する子育て支援策です。

岩城校区放課後児童クラブ	
開設日時	学校授業日：14時30分～17時30分 学校休業日：9時00分～17時00分まで 日曜・祝日・お盆・年末年始は休所
対象児童	小学校1年生から6年生までの児童で、保護者が就労や病気等により昼間家庭にいない児童
利用料	月額利用料 4,000円 ※長期休暇など別途利用料が必要になる場合あり
住所	越智郡上島町岩城2263番地2
連絡先	電話：080-6321-5706
弓削校区放課後児童クラブ	
開設日時	学校授業日：14時00分～17時30分 学校休業日：8時00分～17時30分まで 日曜・祝日・お盆・年末年始は休所
対象児童	小学校1年生から6年生までの児童で、保護者が就労や病気等により昼間家庭にいない児童
利用料	1日につき500円（7日まで） 月額4,000円（14日まで） 月額6,000円（15日以上） ※長期休暇など別途利用料が必要になる場合あり
住所	越智郡上島町弓削下弓削121番地
連絡先	電話：0897-77-2503

## ●特別支援学級または通級指導教室を設置している上島町内中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
岩城中学校	越智郡上島町岩城1218	0897-75-2019	—	—
魚島中学校	越智郡上島町魚島1番耕地828	0897-78-0315	—	—
弓削中学校	越智郡上島町弓削明神1番地1	0897-77-2012	○	○

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

**\* 愛媛県内の特別支援学校については、P147参照**

